

1 水産庁カワウ対策（平成25年度予算要求）

健全な内水面生態系復元等推進事業

平成25年度概算要求額：
197.3百万円（+6.4百万円）

ウナギをはじめとした内水面魚種の資源状態の回復を図るため、内水面資源の生息に適した環境を維持した河川づくりを行うための調査や繁殖に繋がる放流用種苗の育成方法の開発を行うとともに、カワウ・外来魚の駆除等の取組を支援。

補助対象：

- ① 生息環境の改善手法の調査
- ② 放流用種苗の育成方法の開発
- ③ 外来魚の繁殖抑制や効果的な駆除技術の開発
- ④ 広域的なカワウの生息状況調査、追い払い及びその捕獲、外来魚の駆除、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制や効果的な外来魚駆除等の内水面生態系の復元等に資する取組

補助率：

- ①～③ 委託費
- ④ 国 定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

交付先：国 ⇒ 民間団体等

その他：公募により実施主体を選定

内水面漁業においては、社会経済活動に伴う環境の悪化による漁獲の不振、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、魚病の発生や外来魚・カワウによる食害被害の増加等が危ぶまれており、資源回復に向けた取組が必要。

○河川環境の調査



○カワウ・外来魚の駆除



○外来魚の効果的な駆除技術の開発



○放流用種苗の育成方法の開発



内水面生態系の保全及び内水面資源の回復が図られる。

2 鳥獣被害防止特措法

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、平成24年3月に一部改正。

この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

- 鳥獣被害防止に取り組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画作成市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村（約1,500）の8割程度。

○ 鳥獣被害防止特措法の概要

概要 鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成

被害防止計画に定める事項として、農林業被害だけでなく「住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処」に関する事項を新たに追加

被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施

これまでの措置

財政支援

特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。

権限委譲

市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

24年3月の一部改正により新たに追加された措置

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を国等が講ずる旨を明記。

市町村が必要に応じ都道府県に意見を述べるができるとともに、国等が市町村に勧告等ができる規定を新設。

一定の要件を満たす

- ① 鳥獣被害対策実施隊員
- ② 平成26年12月3日までに鳥獣被害対策実施隊員となることが見込まれる捕獲従事者について、猟銃所持許可の更新時等における技能講習を当分の間、免除。

○ 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成状況

	計画作成市町村数	全市町村数
H20. 4. 15	4 0	1, 7 1 9 (H24. 2末現在)
H21. 4. 30	7 2 4	
H22. 3. 31	9 3 3	
H23. 4. 30	1, 1 2 8	
H24. 4. 30	1, 1 9 5	

※都道府県と協議中のものを含む

○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費 (交付率8割)	柵(防護柵、電気柵等)、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費 (" 5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費 (" 5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

(注) 下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割

35 鳥獣被害防止総合対策交付金

【10,500(9,500)百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因ともなっており、鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・特に、24年3月に鳥獣被害防止特措法が改正されたことを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、効率的・効果的な対策をさらに推進する必要があります。
- ・このため、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊に対する重点的支援を行うことが重要です。
- ・また、行政区域を越えて移動する鳥獣に対する広域的に連携した取組、地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を推進することが必要です。
- ・更に、野生鳥獣が本来の生息域から集落に降りてこない環境を整備することで、被害発生を未然に防ぐ取組も必要です。

政策目標

事業実施地区における事業効果（鳥獣による被害金額の低減等）
253億円

<主な内容>

- 地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

10,500(9,500)百万円

鳥獣被害対策実施隊による捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組に支援します。

また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組、人材育成に支援します。

鳥獣被害防止総合対策交付金

補助率：1／2以内等

事業実施主体：地域協議会、民間団体等

(関連対策)

- 野生鳥獣による被害の予防的対策に対する支援

14,410(一)百万円の内数

中山間地域等における野生鳥獣による被害の予防的対策として、野生鳥獣の生息域と集落の境界線上に柵や緩衝帯を整備する取組や、野生鳥獣が実を好む広葉樹等を本来の生息域に植栽するなどの生息環境を整備する取組等に支援します。

農村地域力発揮総合対策交付金

補助率：1／2以内等

事業実施主体：地域協議会

お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958(直)）

鳥獣被害防止総合対策

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 10,500(9,500)百万円】

鳥獣被害防止の取組に対する支援

1 ソフト対策

【1,698百万円 うち県域を越える広域協議会分131百万円】

【事業内容】

○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・ 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 鳥獣の捕獲・追い払い
- ・ 放任果樹の除去
- ・ 緩衝帯の整備
- ・ 捕獲に関する専門家の育成支援 等

○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動

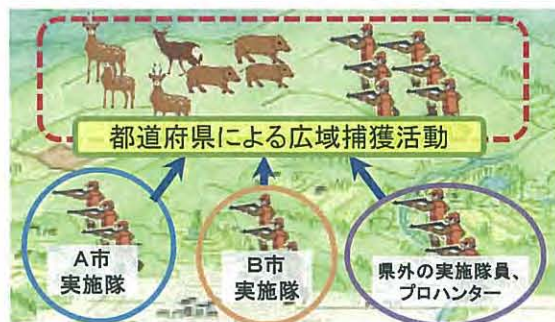
○ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等



捕獲機材の導入

緩衝帯の整備

実施隊への研修



都道府県による広域捕獲活動

A市
実施隊

B市
実施隊

県外の実施隊員、
プロハンター

【事業実施主体】地域協議会等

※地域協議会の取組については侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を事業対象とする(ハード対策も同)。

【補助率】1/2以内等

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組は、定額(市町村当たり原則 2百万円以内)

2 ハード対策

【8,802百万円 うち県域を越える広域協議会分272百万円】

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設等

【事業実施主体】地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵

【農村地域力発揮総合対策交付金 14,410(一)百万円の内数】

関連対策

野生鳥獣による被害の予防的対策に対する支援

- 中山間地域等における野生鳥獣の生息域と集落の境界線上の柵・緩衝帯整備や、野生鳥獣の生息環境整備等、野生鳥獣を本来の生息域に留まらせる予防的対策